

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における局長相当の職にある者（条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が9級であるもの並びに同項第2号から第8号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）及び部長相当の職にある者（同項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級であるもの並びに同項第2号から第8号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）の管理職手当の支給額（第24条の3本文に規定する支給額に係るものに限る。）は、この規則の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 局長相当の職にある者 100分の10
- (2) 部長相当の職にある者 100分の5

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)